平成２８年（フ）第１４１号
大津市滋賀里１丁目８番２号コーラルリーフ101、前住所宮城県岩沼市たけくま１丁目26番９号パシオンアミーゴⅡ201
債務者　中島　範子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４７号
大津市南郷５丁目17番12号
債務者　坪田　真穂
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５７号
大津市雄琴北１丁目12番16―202号
債務者　山下　康平（旧姓辻村）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６６号
大津市本宮２丁目６番22号大津老人ホーム、前住所滋賀県守山市勝部５丁目10番35―301号
債務者　宇都シゲ子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４６号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目659番地　シャンドフルールＡ102号
債務者　山下　晃子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７２号
鳥取県鳥取市面影１丁目38番１―209号コーポＹＡＨＡＴＡ面影Ⅱ―209号、旧住所鳥取県鳥取市秋里1142番地　グランディールＤ―202号
債務者　髙原　侑也
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７８号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目８番26―204号　県住204号
債務者　越山みさお
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５２号
広島市中区十日市町２丁目８番５―705号
債務者　サロンド順子こと　日高　順子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目９番16号　ハイツＨＡＭＡＤＡ　101号
債務者　髙橋　淳子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
福岡県八女市忠見575番地
債務者　平田　洋子（旧姓中園）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第１５０号
宮崎市高岡町小山田2862番地
債務者　冨永ミキ枝（旧姓長倉）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５３号
宮崎市高松町４番９号　高松マンション503号
債務者　益田　　悟
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７６号
宮崎市清水１丁目６番９号　ベルトピア宮崎８―302号
債務者　甲斐　慎吾
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７８号
宮崎市橘通西１丁目５番30号　ＴＩＰマンション605号、前住所宮崎市源藤町源藤863番地23　グリーンヒルズマンションパレット104号
債務者　村社　律子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７９号
宮崎市永楽町154番地　朴の樹
債務者　吉村　立身
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４８号
宮崎県都城市高木町4515番地１
債務者　松村　裕美
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　宮崎地方裁判所都城支部